

事例1-(2)-④	
件名	調理師業務従事届
改善の方向	厚生労働省は、調理師業務従事届について、廃止を含めた調理師業務従事届の在り方を見直す必要がある。
意見・要望等	調理師業務従事届の目的、活用状況が不明確であり、届出も徹底されていないことから、調理師及び行政機関の負担軽減の観点から、同届の廃止を含めた見直しを行うべきである。 (保健所)
府省名	厚生労働省
関係法令名	調理師法（昭和33年法律第147号） 調理師法施行令（昭和33年政令第303号） 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>調理師の免許を受けようとする者は、住所、氏名、生年月日等を記載した調理師免許申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない（調理師法第3条第1項、同法施行令第1条及び同法施行規則第1条）。都道府県は、調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録することとなっており、申請書の提出を受けた都道府県では、同名簿に登録することで免許を与え、調理師免許証を交付する（調理師法第5条）。</p> <p>多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理の業務に従事する調理師は、2年に1回、氏名、住所、就業場所等を、就業地の都道府県知事に届け出なければならない（調理師法第5条の2第1項。以下、本届出を「調理師業務従事届」という。）。</p> <p>調理師業務従事届は、調理師法の一部を改正する法律（平成5年法律第60号）により、調理師の資質の向上を目的とする研修事業等に活用するとして平成6年から新たに義務付けられたものである。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>都道府県が作成する調理師名簿には、現住所の記載がないため、都道府県では、免許申請時の調理師の住所しか把握しておらず、その後、転居等があった場合の現住所を把握していない。</p> <p>調査した6都道府県のうち、3都道府県は、都道府県調理師会や関係団体に調理師業務従事者届の周知依頼を行い、都道府県調理師会や関係団体では、会員となっている調理師に対して調理師業務従事届を配布又は届け出るよう周知している。調理師全てがこれらの団体の会員となっているわけではなく、その周知の範囲は限定的である。</p> <p>また、2都道府県では、そもそも調理師業務従事届の受付事務等を都道府県調理師会に委託しており、配布先は調理師会の会員が主体と</p>

なっている。

そのため、表1のとおり、調理師免許の交付者数（約364万人）に対し、就業調理師数（調理師業務従事届の届出件数）は約24万人にとどまっており、免許交付者数に含まれる死亡等の数を考慮しても、届出の不履行が相当数あると考えられる。

表1 調理師免許交付者数及び就業調理師数（平成24年末現在）

区分	人数	対比
調理師免許の交付者数（累計）	3,636,253人	100.0
就業調理師数 （調理師業務従事届の届出件数）	238,508人	6.6

（注）「平成24年度衛生行政報告例」（厚生労働省）に基づき当省が作成した。

厚生労働省では、調理師業務従事届に係るデータについて、表2のとおり、就業場所別（学校、病院、社会福祉施設等の11種類）の就業者数のみを都道府県から報告を受け、衛生行政報告例（統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査）に計上している。

表2 厚生労働省が都道府県から報告を受けているデータの内容

○ 以下の就業場所別の就業者数の合計数

- ・ 寄宿舍
- ・ 学校
- ・ 病院
- ・ 事業所
- ・ 社会福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 矯正施設
- ・ 飲食店営業
- ・ 魚介類販売業
- ・ そうざい製造業
- ・ その他

※調理師の氏名、住所等のデータは報告対象とはなっていない。

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

厚生労働省は、集計したデータについて、社会福祉施設や介護老人保健施設における就業調理師数の増加などを踏まえ、調理師養成施設のカリキュラム等の見直しなど、調理師の在り方を検討する際の基礎資料として活用しているとしているが、調理師業務従事届の配布の範囲が限定的であることからすると、集計したデータが調理の業務に従事している調理師の実態を正確に反映したものとは考え難い。

また、調査した6都道府県においても、この就業場所別の調理師就業者数のデータを活用しているところはなく、調理師業務従事届を廃止したとしても何ら支障はないとしている。